

新潟県畜産関係補助金交付要綱

令和8年3月

新潟県農林水産部畜産課

目 次

I	新潟県畜産関係補助金交付要綱	1
II	別表（補助事業、補助対象経費、補助率、軽微な変更）	8
III	別表様式	13
1	第1号様式（補助金交付申請書）	
	（1）肉用子牛価格安定事業	13
	（2）獣医師養成確保修学資金給付事業	17
	（3）畜産振興総合対策推進事業	19
	（4）酪農経営生産性強化支援事業	21
	（5）酪農後継者育成支援事業	23
	（6）畜産競争力強化対策整備事業	25
	（7）にいがた和牛パワーアップ促進総合対策事業	27
	（8）酪農物価高騰緊急対策事業	31
	（9）飼料価格高騰緊急対策事業	33
	（10）大規模養鶏場防疫対策強化事業	35
	第1号様式の別表（共通様式）（事業主体等における消費税の納税対応状況表）	37
2	第1号様式の2（変更交付申請書）	38
3	第2号様式（計画変更承認申請書）	39
4	第3号様式（事業中止・廃止承認申請書）	40
5	第4号様式（遂行状況報告書）	41
6	第5号様式（実績報告書）	42
7	第6号様式（消費税等仕入控除税額報告書）	43
8	第7号様式（概算払請求書）	45
9	第8号様式（財産管理台帳）	46

新潟県畜産関係補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 知事は、畜産の振興を図るため、市町村若しくは知事が適当と認める団体が行う別表に掲げる事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得した資材、機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材、機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (9) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- (10) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間内にあるものについては、別記第8号様式による財産管理台帳及びその関係書類を整備保管しなければならないこと。
- (11) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(交付申請書)

第4 規則第3条の規定による申請書は、第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、第1号様式の2によるものとするが、第5の規定により、事業計画変更承認申請書を提出する場合は、これに代えることができるものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に

については、この限りではない。

(変更の承認申請)

第5 第3の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、第2号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第6 第3の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表の軽微な変更欄に定めるとおりとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第7 第3の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、第3号様式による事業中止(廃止)承認申請書を事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第8 第3の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第10 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の別表に定める日現在において、第4号様式による状況報告書を作成し、翌月10日までに知事に提出して行うものとする。ただし、第13の規定により概算払の請求をする場合は、概算払請求書の提出をもって代えることができる。

(実績報告書)

第11 規則第12条の規定による実績報告書は、第5号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出時期は、事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要がありかつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

3 第4第2項ただし書により交付の申請をした場合は、1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第2項ただし書により交付の申請を行い、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額(前項の規定により減額した事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定(規則第13条の規定による確定をいう)の日の翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第12 規則第19条第4号に規定する財産は、事業により取得した価格が1件500,000円以上の機械及び器具、規則第19条第5号に規定する財産は、事業により取得した価格が1頭500,000円以上の繁殖雌牛とする。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（概算払）

第13 概算払により補助金の交付を受けようとする者は、第7号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。

（書類の提出部数及び経由）

第14 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

2 この要綱の規定により知事に提出する書類は、知事が別に定めるものを除き所轄する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

（雑 則）

第15 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 改正後の要綱は、平成20年4月1日から施行する。
2 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお、従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、平成21年4月1日から施行する。
2 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお、従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、平成21年9月18日から施行する。
2 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお、従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、平成22年5月21日から施行する。
2 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお、従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、平成23年8月4日から施行する。
2 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお、従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、平成24年1月23日から施行する。
2 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお、従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、平成24年4月27日から施行する。
2 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。

- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 12 月 16 日から施行し、平成 25 年 5 月 16 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 17 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 7 月 30 日から施行し、平成 26 年 7 月 15 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 2 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 29 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 16 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和元年 5 月 9 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和2年4月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和2年8月7日から施行し、令和2年4月30日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和2年12月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和3年3月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和3年6月9日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和3年6月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和3年11月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和4年3月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。

き提出されたものとみなす。

- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和4年4月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和4年9月12日から施行し、令和4年6月16日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和5年6月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和5年10月10日から施行し、令和5年7月14日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和6年2月6日から施行し、令和5年12月26日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和6年6月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和7年3月31日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和7年10月31日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和8年3月27日から施行し、令和8年2月27日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

別表

区分	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更		状況報告書の作成日
		国	県	経費の配分の変更	事業内容の変更	
				次に掲げる変更 以外の変更	次に掲げる変更 以外の変更	
1 肉用業 子補助 価金 格安 定	肉用子牛価格安定事業費補助金 公益社団法人新潟県畜産協会が肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく肉用子牛生産者補給金制度を実施するのに要する次に掲げる経費 肉用子牛に係る生産者補給金の交付に充てるための生産者積立金の積立てに要する経費		1 / 4 以内		生産者積立金積立計画の変更（当初交付決定額を上回る変更に限る。）	11月30日
2 獣給 医付 師事 業成 費確 保補 助修 金学 資 金	獣医師養成確保修学資金給付事業費補助金 公益社団法人新潟県畜産協会が行う獣医師養成確保に向けた修学資金給付に要する経費		1 / 2 以内			11月30日
3 畜推 産進 振事 興業 総費 合補 対助 策金	畜産振興総合対策推進事業費補助金 畜産物需給調整対策事業 指定団体生乳流通等改善推進指導		1 / 2 以内	事業費の30%を超える増、または補助金の増	事業種目又は細目の新設又は廃止	11月30日

別表

区分	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更		状況報告書の作成日
		国	県	経費の配分の変更	事業内容の変更	
				次に掲げる変更 以外の変更	次に掲げる変更 以外の変更	
4 酪支 農援 経事 業生 産補 助強 化	酪農経営生産性強化支援事業費補助金 1 酪農経営生産性強化支援事業 乳用牛の生産性向上に向けた取組に 要する経費 ア 牛群検定・後代検定の運営・実施 に要する経費 イ 牛群検定新規加入の推進に要する 経費		1 / 2 以内	補助金の増	事業の中止又は 廃止	11月30日
	2 全日本ホルスタイン共進会参加支援 事業 新潟県酪農業協同組合連合会が全日 本ホルスタイン共進会等への出品に要 する経費		1 / 3 以内			
5 酪農 後継 者育 成支 援事 業費 補助 金	酪農後継者育成支援事業費補助金 酪農経営支援総合対策事業実施要綱 (平成28年3月31日付け27農畜機構第 5575号)に基づき実施される以下の取組 に要する経費 1 新潟県酪農業協同組合連合会が、将 来の酪農後継者候補として、酪農ヘル パー利用組合に就業しようとする学生 に修学資金を交付する取組に要する経 費 2 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人 材育成支援に要する経費			事業費の30%を超 える増又は補助金 の増		11月30日

別表

区分	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更		状況報告書の作成日
		国	県	経費の配分の変更	事業内容の変更	
				次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更	
6 畜産業競争力強化対策整備	畜産競争力強化対策整備事業費補助金 1 事業費 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う取組に必要な施設整備等に要する経費に対し、市町村が補助するのに要する経費 2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費	1 / 2 以内		1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	1 事業実施地区の変更 2 事業主体及び取組主体の変更 3 成果目標の変更	12月31日
		1 / 2 以内				
7 にいがた和牛パワーアップ促進総合対策事業費補助金	にいがた和牛パワーアップ促進総合対策事業費補助金 1 にいがた和牛生産基盤パワーアップ事業 エリート繁殖雌牛早期選抜支援事業費 ゲノミック検査に要する経費		1 / 3 以内 (補助額は千円未満切り捨て)	事業費の30%を超える増又は補助金の増	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更	11月30日
	2 にいがた和牛ブランド力強化促進事業 にいがた和牛推進協議会等が行う次の取組に要する経費 ア ブランド力強化戦略策定 イ 販売促進活動及び販路開拓 ウ 消費拡大対策 エ 生産振興対策 オ その他知事が認めた経費		1 / 2 以内 (補助額は千円未満切り捨て)	事業費の30%を超える増または補助金の増	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更	11月30日

別表

区分	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更		状況報告書の作成日
		国	県	経費の配分の変更	事業内容の変更	
				次に掲げる変更 以外の変更	次に掲げる変更 以外の変更	
8	酪農物価高騰緊急対策事業費補助金 1 生乳生産基盤強化支援事業 外部導入による乳用牛を増頭するための経費 2 県産混合飼料利用拡大支援事業 県産飼料を利用した混合飼料(TMR)への切り替えに係る掛り増し経費		定額 定額	補助金の増	事業の中止又は廃止	2月28日
9	飼料価格高騰緊急対策事業費補助金 1 配合飼料価格安定基金生産者積立金支援事業 配合飼料価格安定基金への加入に要する経費 2 酪農経営継続緊急対策支援事業 酪農家の飼料費の負担軽減に要する経費 3 事業推進事務費 1及び2の事業の実施に要する事務費		定額 定額 定額	補助金の増	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更	2月28日

別表

区分	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更		状況報告書の作成日
		国	県	経費の配分の変更 次に掲げる変更 以外の変更	事業内容の変更 次に掲げる変更 以外の変更	
10	<p>大規模養鶏場防疫対策強化事業費補助金</p> <p>過去の高病原性鳥インフルエンザ発生農場等における防疫対策の強化に有効な施設等の整備</p>		1 / 2 以内 (1農場当たりの補助上限額：25,000 千円)	補助金の増	事業の中止又は廃止	11月30日
	<p>大規模養鶏場防疫対策強化事業費補助金</p>					

第1号様式（交付申請書（その1））

年度肉用子牛価格安定事業費
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者等名

代表者職氏名

年度において、別紙のとおり肉用子牛価格安定事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 生産者積立金積立計画（又は実績）

保証基準価格 の品種区分	①契約肉用子牛見込 （又は実績）頭数	②生産者積立金 単価	生産者積立金積立額(①×②)				
			円	県補助金 円	機 構 円	生産者 円	その他 円
	頭	円/頭					
合 計				※			

注：契約肉用子牛見込（又は実績）頭数は前年度の1月1日から当年度12月31日までの間の契約肉用子牛見込（又は実績）頭数を記入すること。

(2) 補助金交付申請額（又は精算額）の積算基礎

保証基準価格の 品種区分	①生産者積立金 のうち県の積立 必要額	県分生産者積立準備金			補助金交付申請 額（又は精算額） （①－③）
		②期首残高	③当期繰入予定 額（又は繰入額）	期末残高 （②－③）	
	円	円	円	円	円
合 計	※				

注：(1)の表の※印の額と(2)の表の※印の額は一致する。

(3) 契約肉用牛見込（又は実績）頭数の内訳

保証基準価格 の品種区分	契約肉用子牛見込（又は実績）頭数内訳						
	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	計	生産者積立 準備金繰入 対象頭数	補助金 対象頭数
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
合 計							

3 経費の配分

保証基準価格 の品種区分	補助事業に要する （又は要した）経費	負 担 区 分				
		県補助金	機 構	生産者	その他	計
	円	円	円	円	円	円
合 計						

4 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県 補 助 金	円	円	円	円	
農畜産業振興機構助成金					
生 産 者 積 立 金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
肉用子牛資金造成費	円	円	円	円	
計					

注：肉用子牛資金造成費は保証基準価格の品種区分毎に記入すること。

5 事業完了予定（又は完了）年月日

年 月 日

6 添付書類

(1) 事業実施計画書

(2) 契約肉用子牛頭数の事務委託先別内訳（別紙様式を参考として作成すること。）

契約肉用子牛頭数の事務委託先別内訳

事務委託先	契約肉用子牛見込（又は実績）頭数				計
	① 黒毛和種	② 乳用種の品種	③ 肉専用種と乳用種 の交雑の品種		
	頭 ()	頭 ()	頭 ()	頭 ()	頭 ()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
合 計	()	()	()	()	()

注 () 内には、補助対象頭数を再掲する。

第1号様式（交付申請書（その2））

年度獣医師養成確保修学資金給付事業費
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者等名

代表者職氏名

年度において、別紙のとおり獣医師養成確保修学資金給付事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容

修学資金給付計画

氏名			
生年月日	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
法定番号	第 号	第 号	第 号
在籍大学名等	大学 学科 第 学年	大学 学科 第 学年	大学 学科 第 学年
給付予定期間	年 月より 年 月まで	年 月より 年 月まで	年 月より 年 月まで
修学資金給付月額	円	円	円

3 経費の配分

区分	補助事業に要する (又は要した)経費	負担区分			
		県補助金	国補助金	その他	計
獣医師養成確保修 学資金給付事業費					

4 収支予算 (又は収支精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
国補助金					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	

5 事業完了予定 (又は完了) 年月日

年 月 日

第1号様式（交付申請書（その3））

年度畜産振興総合対策推進事業費
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者等名

代表者職氏名

年度において、別紙のとおり畜産振興総合対策推進事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容及び負担区分

種目	細目 (目的)	事業 主体	事業 内容	事業量	対象作物 ・畜種名	事業費(円) (①+②)	負担区分(円)		受 益		備考
							県補 助金 ①	その他 ②	戸数 (戸)	面積、処理量 又は頭羽数	
合 計											

(注) 備考欄には、事業区分ごと、事業主体ごとに、消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

3 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定（又は完了）年月日

年 月 日

5 添付書類

事業主体における消費税の納税対応状況表

第1号様式（交付申請書（その4））

年度酪農経営生産性強化支援事業費
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者等名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり酪農経営生産性強化支援事業（酪農経営生産性強化支援事業・全日本ホルスタイン共進会参加支援事業）を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容及び負担区分

事業主体名	事業内容及び事業量	事業費（円） （①+②）	負担区分（円）		備考
			県補助金①	その他②	
	1 酪農経営生産性強化支援事業				
	2 全日本ホルスタイン共進会参加支援事業				
合 計					

（注）備考欄には、事業区分ごとに消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入すること。

3 収支予算（又は収支精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比 較		備 考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定（又は完了）年月日

年 月 日

5 添付書類

事業主体等における消費税の納税対応状況表

第1号様式（交付申請書（その5））

年度酪農後継者育成支援事業費
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者等名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり酪農後継者育成支援事業を実施したいので、新潟県
補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円を交付されるよう関
係書類を添えて申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容及び負担区分

事業主体名	事業内容及び事業量	事業費（円）	負担区分（円）		備考
			県補助金	その他	
	修学資金を給付する 取組に要する経費				
	酪農ヘルパー人材育 成支援に要する経費				
合 計					

(注) 備考欄には、消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入すること。

3 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定（又は完了）年月日

年 月 日

5 添付書類

事業主体等における消費税の納税対応状況表

第1号様式（交付申請書（その6））

年度畜産競争力強化対策整備事業費
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者等名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり畜産競争力強化対策整備事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容及び負担区分

事業 実施 主体 名	取組 主体 名	工種又は 施設名	施行箇所又は 設置場所	事業量 (構造、規格、能力、 棟数、台数等)	総事業費 (円) (①+②+③)	負担区分 (円)			備考
						国費	市町 村費	その他	
						①	②	③	
合 計									

(注) 備考欄には、消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入すること。

3 収支予算 (又は収支精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
国費	円	円	円	円	
市町村費					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
事業費補助金	円	円	円	円	
附帯事務費					
計					

4 事業完了予定 (又は完了) 年月日

年 月 日

5 添付書類

- (1) 当該事業の計画 (又は実績) を示す資料
- (2) 取組主体における消費税の納税対応状況表

第1号様式（交付申請書（その7の1））

年度にいがた和牛パワーアップ促進総合対策事業費
（事業名：にいがた和牛生産基盤パワーアップ事業）
補 助 金 交 付 申 請 書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者等名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおりにいがた和牛パワーアップ促進総合対策事業のうち、に
いがた和牛生産基盤パワーアップ事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の
規定により補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容及び負担区分

事業 主体名	区 分	事業内容 及び事業量	事業費(円) (①+②)	負担区分 (円)		備考
				県補助金①	その他②	
	エリート繁殖 雌牛早期選抜 支援事業	ゲノミック評価支援				
合 計						

(注) 備考欄には、消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入すること。

3 収支予算 (又は収支精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算 額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定 (又は完了) 年月日

年 月 日

5 添付書類

事業主体等における消費税の納税対応状況表

第1号様式（交付申請書（その7の2））

年度にいがた和牛パワーアップ促進総合対策事業費
（事業名：にいがた和牛ブランド力強化促進事業）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者等名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおりにいがた和牛パワーアップ促進総合対策事業のうち、にいがた和牛ブランド力強化促進事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容及び負担区分

事業主体名	事業内容及び事業量	事業費(円) (①+②)	負担区分(円)		備考
			県補助金①	その他②	
合 計					

(注) 備考欄には、消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入すること。

3 収支予算(又は収支精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定(又は完了)年月日

年 月 日

5 添付書類

事業主体等における消費税の納税対応状況表

第1号様式（交付申請書（その8））

年度 酪農物価高騰緊急対策事業費
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者等名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり酪農物価高騰緊急対策事業（生乳生産基盤強化支援事業・県産混合飼料利用拡大支援事業）を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容及び負担区分

事業主体名	事業内容及び事業量	事業費（円） （①+②）	負担区分（円）		備考
			県補助金①	その他②	
	1 生乳生産基盤強化支援事業				
	2 県産混合飼料利用拡大支援事業				
合 計					

（注）備考欄には、事業区分ごとに消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入すること。

3 収支予算（又は収支精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比 較		備 考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定（又は完了）年月日

年 月 日

5 添付書類

事業主体等における消費税の納税対応状況表

第1号様式（交付申請書（その9））

飼料価格高騰緊急対策事業費
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者等名
代表者職氏名

令和 年度において、別紙のとおり飼料価格高騰緊急対策事業を実施したいので、新潟
県補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円を交付されるよう
関係書類を添えて申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容及び負担区分

事業主体名	事業内容	事業費 (円) (①+②)	負担区分 (円)		備考
			県補助金①	その他②	
	(1) 配合飼料価格安定基金生産者積立金支援				
	(2) 酪農経営継続緊急対策支援				
	(3) 事業推進事務費				
合 計					

(注) 備考欄には、事業区分ごとに消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入すること。

3 収支予算 (又は収支精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定 (又は完了) 年月日

年 月 日

5 添付書類

事業主体等における消費税の納税対応状況表

第1号様式（交付申請書（その10））

大規模養鶏場防疫対策強化事業
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者等名
代表者職氏名

令和 年度において、別紙のとおり大規模養鶏場防疫対策強化事業を実施したいので、
新潟県補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円を交付される
よう関係書類を添えて申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容及び負担区分

事業実施主体名	施設名	施行箇所又は設置場所	事業量 (構造、規格、 能力、棟数、台 数等)	総事業費 (円) (①+②)	負担区分 (円)		備考
					県補助金 ①	その他 ②	
合計							

(注) 備考欄には、消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入すること。

3 収支予算 (又は収支精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定 (又は完了) 年月日

年 月 日

5 添付書類

- (1) 当該事業の計画 (又は実績) を示す資料
- (2) 取組主体における消費税の納税対応状況表

事業主体等における消費税の納税対応状況表

市町村名 _____

事業主体等名	予定の納税対応(納税対応の実績)	確認	消費税等仕入控除税額			
	1 課税売上げなし		該当なし			
	2 市町村の一般会計					
	3 免税事業者					
	4 納税義務者	(1) 簡易課税制度採用者		該当なし		
		(2) 公共法人等で特定収入割合が5%超				
	(3) 一般事業者又は公共法人等で特定収入割合が5%以下	ア 課税売上割合が95%未満	(ア) 一括比例配分方式		含む	
			(イ) 個別対応方式	a 共通用		
				b 非課税売上げ用		該当なし
				c 課税売上げ用		あり
		イ 課税売上げ割合が95%以上				
備考						

- (注) 1 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。
- 2 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3(※1)に掲げる法人又はみなし法人(※2)をいう。
- ※1 消費税法別表第3に掲げる法人(抜粋)
財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合
- ※2 みなし法人
人格のない社団等のことで、法人でない社団(※3)又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
- ※3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものをいう。
- 3 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税等の申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。
- 4 実績報告を提出するにあたっては、消費税等納税対応状況を確認した資料等の名称を備考欄に記載すること。(仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合を除く。)
なお、実績報告の提出時に資料等で確認できなかった場合は、確認予定年月及び資料等の名称を記載し、消費税等仕入控除税額が確定したときには、速やかに要綱第11の4の手続きを行うこと。

年度 事業費補助金変更交付申請書

番 年 月 号 日

新潟県知事様

補助事業者等名
代表者職氏名

年 月 日付け畜第 号で補助金交付決定の通知があったこの事業について下記のとおり変更して実施したいので、補助金 円を金 円に変更交付されるよう新潟県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

(注) 関係書類(第1号様式に準じて作成すること)は補助金の交付決定が通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように二段書きとし、変更前を()書きとする。

年度 事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事様

補助事業者等名
代表者職氏名

年 月 日付け畜第 号で補助金交付決定の通知があったこの事業の実施
については、下記のとおり計画を変更したいので承認されるよう新潟県畜産関係補助金交付要
綱第5の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、これに伴う交付金 円の追加（減額）交付を併せて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

(注) 1 関係書類（第1号様式に準じて作成すること）は補助金の交付決定が通知された事
業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照で
きるように二段書きとし、変更前を（ ）書きとする。

2 交付金の追加（減額）交付を必要としない場合は、「なお書き」を削除すること。

年度 事業中止（又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事様

補助事業者等名
代表者職氏名

年 月 日付け畜第 号で補助金交付決定の通知があったこの事業について、
下記により中止（又は廃止）したいので承認されるよう新潟県畜産関係補助金交付要綱第7の
規定により申請します。

記

1 補助事業の中止（又は廃止）の理由

2 現在までの遂行状況

(1) 事業

(2) 経費

経費の支出状況

交付 決定額	月 日 現在支出済額		残 額		支出予定額		中止（又は廃止）に伴 う不要額		備 考
	補助事業 に要する 経 費	補助金 の 額	補助事業 に要する 経 費	補助金 の 額	補助事業 に要する 経 費	補助金 の 額	補助事業 に要する 経 費	補助金 の 額	

年度 事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事様

補助事業者等名
代表者職氏名

年 月 日付け畜第 号で補助金交付決定の通知があったこの事業について

新潟県畜産関係補助金交付要綱第10の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の 種類	計 画		事業の遂行状況					備 考
	事業費	県補助金	月 日までに完了したもの			残 事 業		
			事業費	出来高 比率%	着工年 月 日	事業費	完了予定 年 月 日	
	円	円	円				円	
計								

年度 事業実績報告書

番 年 月 号 日

新潟県知事様

補助事業者等名
代表者職氏名

年 月 日付け畜第 号で補助金交付決定の通知があったこの事業について、
別紙のとおり実施したので新潟県補助金等交付規則第12条の規定によりその実績を報告します。

(注) 1. 精算補助金を請求する場合は、次の文言を付記する。

「なお、併せて精算額〇〇〇円の交付を請求します。」

2. 別紙は第1号様式(補助金交付申請書)の別紙に準ずるものとする。

3. 添付書類については、既に提出しているものに変更があった場合にのみ添付すること。

4. 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を()書きで上段に記載する。

年度 事業消費税等仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事様

補助事業者等名
代表者職氏名

年 月 日付け畜第 号で補助金交付決定の通知があったこの事業費補助金について、新潟県畜産関係補助金交付要綱第11の4の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--|---------------------------------|
| 1 | 新潟県補助金等交付規則第13条の規定による補助金の額の確定額
(年 月 日付け畜第 号による補助金の額の確定額) | 金 円
〔うち国費分金 円〕
〔うち県費分金 円〕 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 円
〔うち国費分金 円〕
〔うち県費分金 円〕 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 円
〔うち国費分金 円〕
〔うち県費分金 円〕 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 円
〔うち国費分金 円〕
〔うち県費分金 円〕 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を事業実施主体別に添付すること。
 なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
 ・事業実施主体の消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
 ・事業実施主体の付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 ・3の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
 ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

()

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載

()

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・事業実施主体が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・事業実施主体が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

年度 事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

新潟県知事様

補助事業者等名
代表者職氏名

年 月 日付け畜第 号で補助金交付決定の通知があったこの事業について、
下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

事業 種目	事業 主体	補助事業 に要する 経 費	交付決 定 額	既 受 領 額	今回請求額 (月末現在)		残 高	事業完了 予 定 年 月 日	備 考
					金額	出来高			
		円	円	円	円	%	円		

(注) この請求書により概算払を請求するときは、知事が別に定めるところによるものとする。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

事業実施年度		年度			畜産課所管補助金名									
事業の内容		工期		経費の区分		処分制限期間		処分の状況		備考				
事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日 (取得日)	総事業費	経費内訳			耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内容
								補助金 (県費相当額)	その他					
合 計														

- (注) 1 事業種目の欄は、新潟県畜産関係補助金交付要綱の別表の補助の対象となる経費の欄に掲げる事業を記載すること。
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 4 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。